

官民連携主体の準行政化 —新たな公共に向けた支援措置の具体化—

前鳩山内閣時に提示された「新たな公共」概念を社会資本整備やまちづくりに活用するための具体化に向けた法制度の検討が政府部内でスタートする。早ければ来年の通常国会に法案提出され、2011年度予算編成も含めた税制面・歳出両面での支援措置が検討される。その上で、2012年度からの本格実施を目指す。具体的には、行政と民間を繋ぐ官民連携の中間支援組織を準行政機関として見なすことで実質的な規制緩和を図ると同時に、様々な行政による関与等の見直しが進められるように国・地方自治体との協議権の付与や税制上の支援措置、基金形成、容積率の見直し等が検討される予定である。

公共施設整備・公有地活用等を通じた社会資本整備やまちづくりの官民連携展開の中核となる中間支援組織を充実させることで、営利・非営利の事業形態の中間に位置するソーシャルエンタープライズの存在を地域との関係で極めて重要な位置づけとすることを意図する。そのことは、単にコスト削減のための官民連携ではなく、中間支援組織を準行政と看做して公共セクターの多様化を図ることでもある。たとえば、ソーシャルエンタープライズの形態は英国で盛んとなっており、2006年段階ですでに6万前後の存在が確認されている。英国ではソーシャルエンタープライズを「事業の主目的が社会的で、利益は事業目的又は地域投資に向けられ、株主や投資家の利益を最大化することを第一としない企業」と定義づけている。そして、2002年にブレア首相は「公益を実現するための革新的で新しい手法」であり、政府としてその発展を支援する政策を可能な限り展開することを重要としている。アジア地域でも中間支援組織やソーシャルエンタープライズの活動が活発化しており、むしろ日本が遅れた状態となっている。

ソーシャルエンタープライズ活動の共通点は、①自然保護、環境保全、地域再生、社会資本等に多彩な活動を展開していること、②主な経営資源は企業や個人からの支援であること、③ソーシャルエンタープライズの事業形態は行政からの委託形態が大きなシェアを占めているものの、中間支援組織を準行政機関として位置づけることで行政の受託機関としての位置づけから脱皮すること、④資金面を中心に調達力・持続力が総じて弱く、この弱点を少しでも補うために経営資源提供者に対して配当を行わない等の特性を持っていること、⑤経営資源の増強を支援するため税制等の支援措置を政策的に講じること、などが挙げられる。

官民連携の新たな枠組み創設に向けた中間支援組織やソーシャルエンタープライズの育成等が重要課題となっているものの、その実現に向かっては寄付をはじめとする税制や資金調達面での支援・優遇措置を拡大することに加え、委託事業の入札において社会的貢献価値等を組み込むことで価格競争面では不利となりやすいソーシャルエンタープライズの委託事業受注を支援するなどの制度見直しが不可欠となる。反面、支援措置や優遇措置に対してモラルハザードを起こさないように、またソーシャルエンタープライズの社会的信頼性を高め金融機関等からの融資も拡大させるようにするため、その成果の公表と客観的評価の実現も重要となる。今後、法制化への検討の進捗に合わせ本ニュースで順次、方向性等を紹介する。地方自治体においてもその活用の準備と同時に、自らの地域との係わり方の再構築が必要となる。